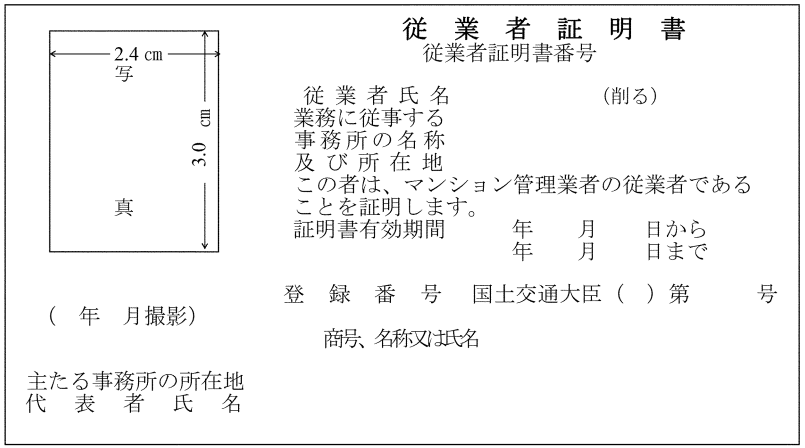
別記様式第二十九号（第九十三条関係）

表



裏

備　考
マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜すい 第 88 条　マンション管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 ２　マンション管理業者の使用人その他の従業者は、マンションの管理に関する事務を行うに際し、マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備　考

１　従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。

(1)　第１けた及び第２けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下２けたを記載するものとする。

(2)　第３けた及び第４けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が１月から９月までである場合においては、第３けたは０とし、第４けたにその月を記載するものとする。

(3)　第５けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。

２　業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。

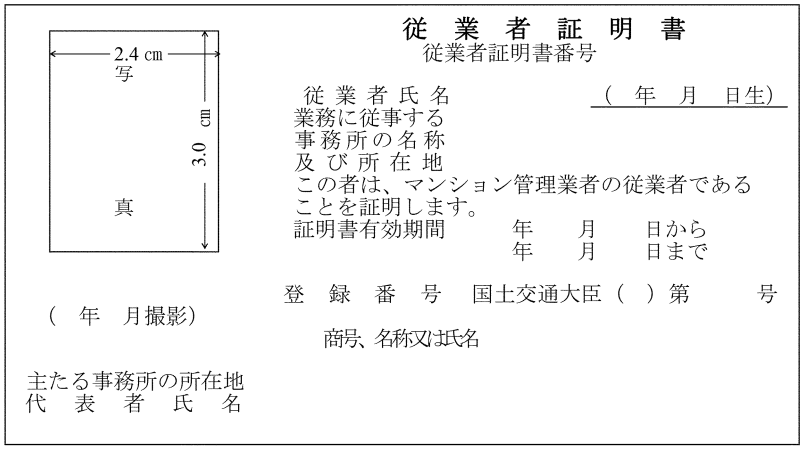
３　従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。

４　用紙の色彩は青色以外とすること。

５　証明書の有効期間は５年以下とすること。

別記様式第二十九号（第九十三条関係）

表



裏

備　考
マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜すい 第 88 条　マンション管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 ２　マンション管理業者の使用人その他の従業者は、マンションの管理に関する事務を行うに際し、マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備　考

１　従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。

(1)　第１けた及び第２けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下２けたを記載するものとする。

(2)　第３けた及び第４けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が１月から９月までである場合においては、第３けたは０とし、第４けたにその月を記載するものとする。

(3)　第５けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。

２　業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。

３　従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。

４　用紙の色彩は青色以外とすること。

５　証明書の有効期間は５年以下とすること。

附　則

この省令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。